

OWNER'S LIFE

VOLUME

27

2011 Spring

特集
もっと楽しく、上手くなる!

簡単デジカメ教室

日々の暮らしを楽しむ、素敵なオーナー様を紹介

オーナーズライフ

「想い」の詰まったオーナー様のお宅を訪問

マイホームへようこそ!

今の暮らしを、もっと素敵に
インテリアを楽しむ暮らし

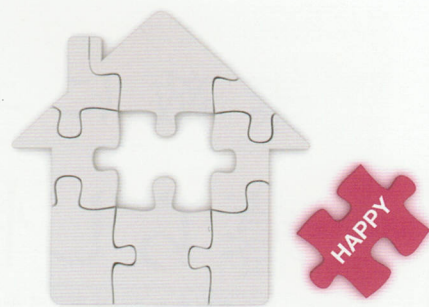
みんなで快適生活
エアロテックフォーラム

暮らしに役立つ経済学
家族で考える
ファイナンシャル講座

犬猫の楽しいコラムと、自宅でする健康診断
わんにゃん's ライフ

住まいのお役立ち情報満載
素敵にエンジョイ!
暮らし快適メモ





家族で考えるファイナンシャル講座 ～相続・贈与編～

平成23年度税制改正大綱によると、2011年4月より相続税が大幅に増税になります。相続税がかからないラインの「基礎控除」が40%も引き下げられます。これまでは、マイホームと金融資産が3,000万円程度であれば、まず相続税の心配はなかったのですが、これからは申告が必要になるケースが多くなります。どのように変わったのか、どう対策したらいいのか、考えてみましょう。

2011年4月から 相続税はどう変わるのか？

相続税の「基礎控除」の「ここまでは相続税がかからない」とするラインが、大幅に縮小されます。これまでは、相続人が妻、子供2人の計3人の場合であれば、基礎控除は8,000万円でした。8,000万円以下の財産であれば、相続人は相続税の申告と納税をする必要はまったくありませんでした。ところが、4月1日の相続から同じケースで基礎控除は4,800万円となり、40%の大幅な縮小となります(図1-例1)。

これまでは相続税の申告をする必要があるのは、亡くなった人のうち4%程度でした。しかし、今回の改正により、1.5倍の約6%の人に申告の必要が生じると言われています。地価が高い都市部にマイホームを持っていて、数千万円の金融資産を有する人であれば、相続税の申告を覚悟しておいたほうが良いでしょう。

実際の例で考えてみましょう

仮に、自宅の敷地が100㎡で、路線価^{*1}が30万円/㎡だとします。さらに、

自宅の建物、金融資産・株式などで計3,000万円の資産を所有しているとして、合計で6,000万円になります。

4月1日以降の相続では、相続人3人の基礎控除は4,800万円です。6,000万円はこの基礎控除額を超えますので、相続税の申告の必要が生じます(図1-例2)。今後は、将来の相続税の納税も考えてライフプランを立てる必要があるでしょう。ちなみに、相続税の申告、納期限は、相続から10ヵ月以内です。

※1.路線価:相続税の土地評価の基準となるもの。
(国税庁のホームページに掲載されています。)

図1:相続税の基礎控除の改正

2011年4月1日から相続はこう変わる!?

■相続税の基礎控除額

改正前
5,000万円 + (1,000万円×相続人の数)

40%
縮小

改正後
3,000万円 + (600万円×相続人の数)

〈例1〉相続人が妻と子供2人の場合の基礎控除

改正前 5,000万円 + (1,000万円×3人) = 8,000万円

改正後 3,000万円 + (600万円×3人) = 4,800万円

■我が家は申告が必要? 不要?

〈例2〉マイホーム100㎡×30万円/㎡(路線価)、預金3,000万円、財産の合計6,000万円の場合

改正前 6,000万円 < 8,000万円、よって申告は不要

改正後 6,000万円 > 4,800万円、よって申告は必要

※2011年3月時点での試算

小規模宅地の評価減を使って相続税をゼロにする

ただし、相続税を必要以上に恐れないことも大切です。というのは「小規模宅地の評価減」の特例を適用すれば、相続税はゼロの可能性が十分にあるからです。「小規模宅地の評価減」とは、マイホームの敷地について、配偶者、同居親族などが引き継いだ場合には、240㎡まで80%引きになる大幅な減額特例です。

先程のケースなら、100㎡で3,000万円の自宅敷地が、2,400万円(3,000万円×80%)引きとなり、評価額は3,000万円-2,400万円=600万円になります。金融資産などの3,000万円と合わせて3,600万円ですから、基礎控除の4,800万円以下となり、相続税の納税はゼロになります。

同居していない場合は、配偶者と同居親族がなく、さらに過去3年以内にマイホームを所有していないことが減額の条件となっています。親が一人暮らしで、子供がマイホームを持っている場合は、マイホームを売却し、親と同居すれば相続税の節税になります。二世帯住宅でも構いません^{※2}。ただし、この特例は相続税の申告書を提出す

ること、分割協議が整っていることなどが条件となっています。ご自身の状況と照らし合わせながら専門家に判断してもらうことをお勧めします。

※2.二世帯住宅の場合は、条件に適合するかどうか事前に税務署に確認することをお勧めいたします。

配偶者が引き継いだ財産は1億6,000万円まで非課税

さらに、配偶者が引き継いだ財産については、法定相続分(子供がいれば1/2)または、1億6,000万円までは相続税がかかりません。ただし、この枠を目一杯使うと、次の配偶者の相続(二次相続)で多額の納税が出ることがありますので、二次相続も考えて分割をする必要があります。

相続対策は、まず生前贈与を行うこと

次に、相続対策を考えてみましょう。「生前贈与を積極的に行う」これがまず一番の対策です。子供や孫に生前贈与を行うことで、財産を減らすことができます。贈与税の毎年の非課税の枠は、110万円です。

この範囲内で行うか、または相続税が数百万円以上予想されるケースなら、200万円、300万円と非課税枠を超える贈与を行うのも手です。

もらった側は、翌年3月15日までに贈与税の申告、納税を行います。200万円の贈与なら、(200万円-110万円)×10%=9万円。300万円の贈与なら、(300万円-110万円)×10%=19万円の贈与税の納税です(図2)。

生前贈与の注意点

生前贈与の注意点は、大きく3点あります。1つめは、証拠が残るよう贈与は通帳から銀行振込により行うことです。現金渡しでは、贈与をしたかどうか証明しづらくなってしまいます。

2つめは、相続前3年以内の相続人への贈与は、相続税の申告で持ち戻して計算する必要があり、結局節税にならないことです。せっかく贈与しても、贈与そのものの意味がなくなってしまいます。

3つめは、通帳や印鑑は贈与を受けた本人が保管しておくことです。贈与をした側が保管しておくこと、そもそも贈与をしたことにはなりません。これも注意が必要です。

図2:贈与税で変わってくる節税額

生前贈与による節税シミュレーション						
1年当たり		3人合計		3年合計		
1人当たり	3人合計	贈与額	贈与税額	贈与税額	相続税節税額	差引節税額
贈与額	贈与税額	贈与額	贈与税額	贈与税額	相続税節税額	差引節税額
110万円	0	330万円	0	0	-148.5万円	-148.5万円
150万円	4万円	450万円	12万円	36万円	-198.8万円	-162.8万円
200万円	9万円	600万円	27万円	81万円	-255万円	-174万円
250万円	14万円	750万円	42万円	126万円	-311.3万円	-185.3万円
300万円	19万円	900万円	57万円	171万円	-367.5万円	-196.5万円

※2011年3月時点での試算

落合孝裕氏

落合会計事務所代表
税理士

96年東京都世田谷区に落合会計事務所設立。セミナー講師、執筆などで活躍。著書に『ポイント早わかり 減る税金 増える税金』(中経出版)ほか多数。



www.ochiaikaikei.com

三菱ホーム倶楽部ホームページにて、相続税・贈与税に関してのよくあるQ&Aをご覧ください。

www.mjh-owner.com